

社会福祉法人みのり会 一般事業主行動計画

(次世代育成支援・女性活躍推進法 一体型)

1. 計画期間

2026年4月1日～2028年3月31日(2年間)

2. 当会の課題

- ・ 妊娠・出産・育児期の労働者への制度周知が十分でない
- ・ 男性の育児休業取得率が低い
- ・ 育児・介護と仕事の両立を支える柔軟な働き方の選択肢が限定的
- ・ 年次有給休暇の取得率が低く、時間外労働が多い
- ・ 女性の中途採用・再雇用の実績が伸び悩んでいる
- ・ 非正社員から正社員への転換制度の利用が少ない

3. 目標・取組内容・実施時期

目標1: 妊娠中・出産後の女性労働者の健康確保と相談体制の整備

<取組内容>

- ・ 妊娠中・出産後の女性労働者が利用できる制度(母性健康管理措置、産前産後休業、育児時間等)の周知資料を作成し、社内イントラ・掲示板で周知
- ・ 相談窓口(法人本部内)を明確化し、相談しやすい体制を整備
- ・ 配偶者が流産・死産(人工妊娠中絶を含む)した場合の特別休暇制度を整備し、取得しやすい環境を整える

<実施時期>

計画期間中随時

目標2: 育児休業・短時間勤務制度を利用しやすく、復帰しやすい環境を整備

<取組内容(以下のうち複数を実施)>

- 男性の育児休業取得率を、50%以上にする
- 女性の育児休業取得率100%を維持する
- 男性の育児休業取得促進のため、管理職向け研修を実施し、取得勧奨を徹底
- 育児休業に関する規定・待遇・復帰後の労働条件をまとめたガイドを作成し、全従業員へ周知
- 育児休業・短時間勤務利用者の代替要員確保や業務分担の見直しを実施
- 育児休業中の従業員に対し、研修情報・社内ニュース等を定期的に提供
- 育児休業後の原職または原職相当職への復帰を原則とし、業務内容・体制を整備

<実施時期>

2026年4月～継続

目標3:子育て期の労働者が利用できる柔軟な働き方の導入

<取組内容(以下のうち一つ以上を実施)>

- 小学校就学後の子を養育する労働者に対する所定外労働の制限
- 小学校就学後の子を養育する労働者向け短時間勤務制度の導入
- 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ制度の導入
- 在宅勤務・テレワーク制度の検討、整備

<実施時期>

2026年4月～順次導入

目標4:年次有給休暇の取得促進と長時間労働の削減

<数値目標>

- 年次有給休暇取得率を前年比20%向上
- 月平均残業時間を前年比20%削減し、10時間以内を目指す

<取組内容>

- 有給休暇取得計画表の作成と取得促進の呼びかけ
- 業務効率化のための業務棚卸しと改善
- 管理職への労務管理研修の実施

目標5:再雇用・中途採用の拡大

<数値目標>

- 再雇用・中途採用者数を前年比20%以上増加させる

<取組内容>

- 中途採用者が活躍できる職場であることを求職者向けに積極的に広報
- 再雇用・中途採用応募者の増加に向けた採用広報の強化
- 育児・介護・配偶者の転勤等を理由に退職した者の再雇用制度を整備し、積極的に運用

目標6:柔軟な働き方の実現とキャリア継続支援

<取組内容>

- 短時間勤務制度・フレックスタイム制、在宅勤務、テレワークの利用検討
- 利用可能な両立支援制度について、労働者・管理職への周知徹底
- 非正規職員から正規職員への転換制度を積極的に運用

4. 計画の周知と推進体制

- 行動計画を社内掲示・イントラネットで公開
- 管理職会議で内容を共有し、推進責任者を明確化
- 年1回、取組状況を点検し必要に応じて見直しを行う